

**女性・学生消防団員魅力発信動画及びリーフレット制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

女性・学生消防団員魅力発信動画及びリーフレット制作業務委託（以下「委託業務」という。）

(2) 委託業務の目的

近年、災害が頻発・激甚化するなか、地域防災力の中核を担う消防団の重要性は高まっている。また、少子高齢化や団員の被雇用者化・地域コミュニティの希薄化等により、全国的に消防団員数は年々減少しているものの、女性団員数や学生団員数は増加している。しかしながら、本県は女性団員の比率が全国平均と比較して低く、学生団員数は減少傾向にある。

このような状況を受け、女性団員や学生団員の活動への理解促進や加入促進を図るため、女性団員や学生団員の活動の魅力を発信する動画及びリーフレットを制作する。

なお、本業務は総務省消防庁「消防団の力向上モデル」事業の委託を受けて実施するものである。

(3) 委託業務の内容

別添「女性・学生消防団員魅力発信動画及びリーフレット制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結の日から令和 8（2026）年 2 月 20 日（金）まで

(5) 委託契約金額の上限

2,574,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加資格に関する要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、又は破産法

(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

(5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

(6) 本社又は営業所等が栃木県内にあり、県税を滞納していないこと。

(7) 地方公共団体又は国が発注した類似業務に関し、過去 5 年以内に受注実績があること。

3 公募型プロポーザル実施の手続

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表 令和 7(2025)年 8 月 28 日(木)

イ 実施内容等に関する質問書の提出期限 令和 7(2025)年 9 月 3 日(水) 15 時必着

ウ 質問に対する回答 令和 7(2025)年 9 月 10 日(水) 予定

エ 参加表明書の提出期限 令和 7(2025)年 9 月 16 日(火) 16 時必着

オ 参加資格の確認通知 令和 7(2025)年 9 月 19 日(金) 予定

カ 企画提案書の提出期限 令和 7(2025)年 9 月 30 日(火) 16 時必着

キ 審査結果の通知・公表 令和 7(2025)年 10 月上旬頃

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式 1 号)を電子メール又は F A X により提出すること。

【提出先】

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁本館 8 階

栃木県危機管理防災局消防防災課地域防災担当

電話：028-623-2127 FAX：028-623-2146

電子メール：syoubou@pref.tochigi.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県ホームページ上で公開することとする。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式 2-1 号)に関係書類を添付して持参又は書留郵送(提出期限内必着)により令和 7(2025)年 9 月 16 日(火) 16 時までに(2)に掲げる場所へ提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、令和 7(2025)年 9 月 30 日(火) 16 時までに、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び別紙「女性・学生消防団員魅力発信動画及びリーフレット

制作業務委託公募型プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)を熟読の上、次のとおり作成すること。

ア 企画提案書の様式は任意とし、枚数制限は設けないが、以下の内容を具体的に記載して作成すること。

[記載内容]

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を可能な限り詳細に明記)

(オ) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関して、過去5年以内の受注実績

イ 提案書にはページ数及び表紙を作成して付すこと。

ウ 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。

エ 企画提案書は1者1提案のみとする。

オ 企画提案書の提出部数は、7部(正本1部、副本6部)とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書を正本1部(代表者印を押印)提出すること。なお、見積書は、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書：7部(正本1部、副本6部)

(イ) 見積書：1部(正本1部)

イ 提出期限

令和7(2025)年9月30日(火)16時必着

ウ 提出先

3(2)に掲げる場所

エ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出期限後において提出書類は理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく情報公開請求の対象となる。

4 契約候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行う。

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、栃木県が設置するプロポーザル選定委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査して契約候補者を選定する。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の合計点の平均が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

ウ (2)による評価の合計点の平均点が 35 点未満の者は契約候補者として選定しない。

エ 参加者が 1 者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

オ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに提案者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

5 契約に関する事項

(1) 契約候補者については、栃木県と協議の上、栃木県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結するものとする。

(2) 委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、契約候補者と企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的条件等の協議や調整を行い、随意契約の手続に進むこととする。

(3) 最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、その者と契約が成立しない場合は次点の提案事業者と交渉を行うこととする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることがで

きない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

7 業務の継続が困難となった場合の措置

栃木県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、栃木県は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、栃木県に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他、栃木県及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、栃木県の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、栃木県は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

8 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提出された書類の記載内容が仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合

9 その他

- (1) プロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (4) 企画提案書の著作権は参加者に帰属し、契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書に著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象と

なっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。

- (6) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 提出書類及び選考の経過は非公開とする。
- (8) 本プロポーザルへの参加により、栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。